

## 公 募 公 告

有償による庁舎敷地の使用許可を受けて、駐車場の利用を希望する者の募集について、下記のとおり公告に付する。

### 記

#### 1 公募に付する事項

- (1) 件名 東京法務局旧世田谷出張所敷地における駐車場の利用  
所在 東京都世田谷区若林四丁目282番3の一部  
区分 土地  
予定面積 136.85㎡
- (2) 募集者数 1社(者)

#### 2 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、公募に参加するために必要な同意を得ているものは、同条における特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の参加者として不適当でなく公募の参加者として不適当な行為をしない者。

なお、公募の参加者として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

##### ア 公募の参加者として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### イ 公募の参加者として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて公募担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

### 3 公募に参加する者に必要な条件

東京法務局旧世田谷出張所敷地の利用目的が、公共性及び公益性を有すること。

### 4 問合せ先

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎6階 東京法務局会計課施設係 担当:山元

(TEL:03-5213-1258 FAX:03-5213-1377

E-mail:k.yamamoto.34k@i.moj.go.jp)

### 5 公募要領及び仕様書の交付期間及び交付場所

令和4年4月12日(火)から同年4月21日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(「行政機関の休日に関する法律」に定める休日及び

正午から午後 1 時までを除く。)

なお、返送用の封筒及び送付費用（A 4 判用紙が封入できるものとし、郵便切手 2 5 0 円を貼付すること。レターパックプラスも可。送付先の住所・氏名を記載すること）を公募参加者が準備・負担することにより、郵送にて公募要領等を請求することもできる。

## 6 申込書等の提出期限及び提出場所

### (1) 提出期限

令和 4 年 4 月 2 1 日（木）午後 5 時 1 5 分

### (2) 提出場所

上記 4 のとおり

## 7 公募の相手方の決定方法

申込書等の必要書類を提出した者のうち、本公募公告に掲げた資格を有し、上記の条件を満たす者を公募の相手方とし、電話にて結果を通知する。

なお、条件を満たす者が複数あった場合は、くじ引きにより公募の相手方を決定するので、選考終了後、速やかにくじ引きを行う日時及び場所について対象者に対し、電話にて通知するものとする。

## 8 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する資格のない者がした申込書等は無効とする。

## 9 その他

詳細は、公募要領等による。

以上、公告する。

令和 4 年 4 月 1 2 日

東京法務局長 坂 本 佳 胤